

第 100 期 決算公告

2025 年 6 月 26 日

横浜市中区長者町 9 丁目 166 番地
株 式 会 社 神 奈 川 銀 行
代表取締役頭取 荒 井 智 希

貸借対照表(2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	48,869	預 金	468,009
現 金	3,995	当 座 預 金	22,728
預 け 金	44,873	普 通 預 金	290,180
有 価 証 券	69,118	貯 蓄 預 金	3,666
国 債	27,147	通 知 預 金	3,589
地 方 債	17,184	定 期 預 金	146,367
社 債	16,239	定 期 積 金	38
株 式	6,411	そ の 他 の 預 金	1,439
そ の 他 の 証 券	2,135	借 入 金	26,500
貸 出 金	409,502	借 入 金	26,500
割 引 手 形	808	そ の 他 負 債	3,273
手 形 貸 付	53,303	未 払 法 人 税 等	407
証 書 貸 付	333,474	未 払 費 用	543
当 座 貸 越	21,916	前 受 収 益	433
外 国 為 替	8	給 付 補 填 備 金	0
外 国 他 店 預 け	8	リ ー ス 債 務	92
そ の 他 資 産	931	そ の 他 の 負 債	1,795
未 収 収 益	351	賞 与 引 当 金	149
そ の 他 の 資 産	580	退 職 給 付 引 当 金	553
有 形 固 定 資 産	3,853	睡眠預金払戻損失引当金	13
建 物	743	繰 延 税 金 負 債	24
土 地	2,667	再評価に係る繰延税金負債	522
リ ー ス 資 産	89	支 払 承 諾	248
その他の有形固定資産	352	負 債 の 部 合 計	499,295
無 形 固 定 資 産	87	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	87	資 本 金	6,191
支 払 承 諾 見 返	248	資 本 剰 余 金	5,101
貸 倒 引 当 金	4,104	資 本 準 備 金	5,101
		利 益 剰 余 金	15,889
		利 益 準 備 金	1,090
		そ の 他 利 益 剰 余 金	14,798
		別 途 積 立 金	6,492
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,306
		株 主 資 本 合 計	27,181
		その他有価証券評価差額金	1,079
		土 地 再 評 価 差 額 金	960
		評価・換算差額等合計	2,039
		純 資 産 の 部 合 計	29,221
資 産 の 部 合 計	528,516	負債及び純資産の部合計	528,516

[illegible]

【個別注記表】

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～47年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先:破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先:破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先:現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先:要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）である債務者

要注意先:貸出条件や返済履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定な債務者など、今後の管理に注意を要する債務者

正常先:業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権等については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）等に

より計上しております。

以外の破綻懸念先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

上記以外の債権のうち、要管理先については今後3年間、正常先及び要注意先については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債権額に対して、主として過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,104百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定

以下のような主要な仮定を用いております。

- ・債務者の実態評価、経営改善計画等に基づく債務者区分の判定における貸出先の将来見込

- ・過去の処分実績等に基づく不動産担保の今後の処分可能見込額の見通し

- ・キャッシュ・フロー見積法における足元の実績等に基づく債権の今後の元本回収及び利息受取りの見通し

翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

これらの仮定は、将来の不確実な経済状況の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,907 百万円
危険債権額	9,536 百万円
要管理債権額	1,246 百万円
三月以上延滞債権額	35 百万円
貸出条件緩和債権額	1,210 百万円
小計額	13,690 百万円
正常債権額	396,170 百万円
合計額	409,860 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は808百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 34,583 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 26,500 百万円

上記のほか、為替決済、公金受託事務等の取引の担保として、有価証券3,926百万円、預け金1百万円及びその他の資産21百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金43百万円、敷金251百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高

は、22,247百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが16,916百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 5．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の規定により地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価格に合理的な調整を行って算出する方法。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額合計との差額781百万円

- 6．有形固定資産の減価償却累計額 5,396百万円

- 7．関係会社に対する金銭債権総額 349百万円

- 8．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は9.69%であります。

（損益計算書関係）

- 1．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 0百万円

（株主資本等変動計算書関係）

- 1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	0	-	-	0	
第1回A種優先株式	0	-	-	0	
合計	0	-	-	0	

- 2．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決議）	株式の 種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当 たり配当額	基準日	効力 発生日
	第1回A種 優先株式	36百万円	利 益 余 金	36百万円	2024年 3月31日	2024年 6月21日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
	第1回A種優先株式	36百万円	利 剰 余 金	36百万円	2025年 3月31日	2025年 6月19日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、外国為替業務などの金融サービス事業を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。また有価証券関連部門においては、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務を行っております。このように、主として金利変動に伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。当行の主要な営業地域である神奈川県内の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格及び株価の変動等によって、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、金利の変動リスク、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスク等を有しております。

デリバティブ取引は、当行の対顧客取引で発生する市場リスクをヘッジすることを主目的として、店頭為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行では「信用リスク管理規程」を制定し、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の新規与信時の信用リスク管理については、審査部門（審査部）が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を審査し、同時に信用格付に基づく評価を行っております。与信実行後についても信用格付の見直しを実施し、自己査定により個別債務者の信用状況の確認を行い、取締役会に報告しております。銀行全体のポートフォリオ管理は、リスク分散化を基本として同一業種の集中状況や大口与信先の集中状況を信用リスク管理部門（審査部）が計測し、最適なポートフォリオの構築を図っています。また計測した結果は「取締役会」及び「ALMリスク管理会議」に報告しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、有価証券運用部門（資金証券部）で信用情報や時価の把握を定期的に行い、市場リスク管理部門（総合企画部統合リスク管理室）で確認を行うことで管理しております。

市場リスクの管理

(イ) 金利リスクの管理

当行では、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。総合企画部統合リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで「取締役会」及び「ALMリスク管理会議」に報告しております。また、当行の金利リスクの多くを占める有価証券のうち債券については、半期毎に「ALMリスク管理会議」において保有限度額（保有額の上限）、リスク限度額（リスク量＝VaRの上限）及び損失限度額（損失額の上限）を設定しています。資金証券部は、これらのリスクリミットルールに基づき、効率的な市場運用を行っております。また、アラームポイント（損失限度額に抵触しないためにリスク

管理を強化する地点)を設けて、市場環境の変化等に機動的に対応しております。

(ロ) 為替リスクの管理

当行では、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて店頭為替予約取引を利用しております。

(ハ) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、運用方針に基づき、「ALMリスク管理会議」の監督の下、投資運用規程に従い行われております。資金証券部では、計画に基づき業種・銘柄の分散に留意して純投資株式等のポートフォリオの構築を図っております。また、政策投資株式管理部門（営業統括部）で保有している株式は、事業推進目的等で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの株式等については、半期毎に「ALMリスク管理会議」において保有限度額、リスク限度額及び損失限度額を設定しています。また、アラームポイントを設けて、市場環境の変化等に機動的に対応しております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、資金証券部で運用規程に従って行い、総合の持高については総合企画部統合リスク管理室を通じ、「取締役会」及び「ALMリスク管理会議」において定期的に報告しております。

(ホ) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクに関して、当行ではVaRによる定量的分析を行っております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間6カ月～12カ月、信頼区間99%、観測期間1年～3年）を採用しております。

当事業年度末の当行の市場リスク量は全体で5,062百万円であります。

なお、当行では算定したVaRの値と実際の損益を比較するバックテストを実施し、使用する計測モデルが概ね十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の一定期間の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについては捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、主として預金を資金調達手段としております。流動性リスク管理部門（資金証券部）において、規程等に基づき、厳格に管理しております。また、半期毎に流動性リスクリミット（支払準備資金の下限等）を設定し、流動性リスク統括管理部門（総合企画部統合リスク管理室）で日々モニターしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	48,869	48,469	400
(2) 有価証券 その他有価証券	68,760	68,760	-
(3) 貸出金 貸倒引当金（*）	409,502 4,104		
	405,398	402,221	3,176
資産計	523,028	519,451	3,576
(1) 預金	468,009	467,896	113
(2) 借入金	26,500	26,543	43
負債計	494,509	494,440	69

（*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	236
組合出資金（*2）	121
合計	357

（*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	43,373	-	-	-	-	1,099
有価証券	10,100	19,800	16,810	4,500	8,200	2,500
その他有価証券のうち 満期のあるもの	10,100	19,800	16,810	4,500	8,200	2,500
貸出金(＊)	98,002	70,777	49,838	31,189	31,521	94,122
合計	151,476	90,577	66,648	35,689	39,721	97,721

(＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない12,444百万円、期間の定めのないもの21,607百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(＊)	452,605	13,290	2,112	-	-	-
借入金	13,700	12,200	600	-	-	-
合計	466,305	25,490	2,712	-	-	-

(＊) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	27,147	17,184	-	44,332
社債	-	16,239	-	16,239
株式	6,076	98	-	6,174
その他	-	2,013	-	2,013
資産計	33,224	35,536	-	68,760

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金預け金	-	48,469	-	48,469
貸出金	-	-	402,221	402,221
資産計	-	48,469	402,221	450,691
預金	-	467,896	-	467,896
借入金	-	26,543	-	26,543
負債計	-	494,440	-	494,440

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債が含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債が含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要と判断しレベル3の時価に分類しております。

預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特定処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価とし

ております。なお、約定期間が短期間（３ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。

１．売買目的有価証券（２０２５年３月３１日現在）

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券（２０２５年３月３１日現在）

該当事項はありません。

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（２０２５年３月３１日現在）

該当事項はありません。

４．その他有価証券（２０２５年３月３１日現在）

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	5,967	2,705	3,262
	債券	5,658	5,558	99
	国債	5,458	5,358	99
	地方債	100	99	0
	短期社債	-	-	-
	社債	100	99	0
	その他	313	292	21
	小計	11,940	8,556	3,383
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	207	238	31
	債券	54,913	56,408	1,495
	国債	21,689	22,491	801
	地方債	17,084	17,520	435
	短期社債	-	-	-
	社債	16,139	16,397	257
	その他	1,699	2,050	350
	小計	56,820	58,697	1,877
合計		68,760	67,254	1,506

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自２０２４年４月１日 至２０２５年３月３１日）

該当事項はありません。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自２０２４年４月１日 至２０２５年３月３１日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,214	668	119
債券	10,219	15	504
国債	759	15	61
地方債	9,271	-	430
短期社債	-	-	-
社債	188	0	11
その他	99	0	8
合計	11,533	683	633

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,240百万円
退職給付引当金	173
減価償却額	125
未払事業税	99
その他	244

繰延税金資産小計	<u>1,883</u>
----------	--------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,113
-----------------------	-------

評価性引当額小計	<u>1,113</u>
----------	--------------

繰延税金資産合計	770
----------	-----

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	427
グループ法人税制に基づく有価証券売却益	368

繰延税金負債合計	<u>795</u>
----------	------------

繰延税金資産の純額（繰延税金負債）	<u>24百万円</u>
-------------------	--------------

(関連当事者との取引)

1 . 親会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社等	株式会社 横浜銀行	被所有 直接100%	資金の預入 及び引出	資金の預入 及び引出	343	現金預け金	349

(注) 1. 資金の預入及び引出については、期間が短く、かつ、回転が早いので、取引金額の欄は純額表示としております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預入については、一般取引条件と同様に決定されております。

2 . 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
兄弟会社等	浜銀ファイナ ンス株式会社	-	-	有価証券の売却 (注) 売却代金 売却益	464 398	- -	- -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 上場株式は取引所価格、非上場株式は簿価純資産価格を参考に売却額を決定しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 4,536,875,591円16銭

1 株当たりの中間純利益金額 144,556,655円33銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。